

岐阜県学校生活協同組合組合員証規約

第1条 (目的)

この規約は、岐阜県学校生活協同組合（以下当組合という）が発行する組合員証の取扱いについて定めます。

第2条 (組合員証の発行)

1. 組合員には、当組合が十六ディーシーカード（以下DCという）と提携し発行する組合員証（岐阜県学校生活協同組合DC VISAカード、以下組合員証という）、または、十六ディーシーカードと提携しない組合員証（以下非提携組合員証という）を貸与します。
2. 以下14条までの規定は組合員証の規定とし、非提携組合員証については、第15条以降に別途定めます。
3. 組合員は、本規約及びDC会員規約を承認の上、当組合及びDCあてに申し込むものとします。

第3条 (組合員証の所有権と占有移転の禁止)

1. 組合員は当組合より組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
2. 組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
3. 組合員証の所有権は、当組合及びDCにあり、組合員証を他人に譲渡・貸与または質入れ、その他担保に提供するなど組合員証の占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 前各項いづれかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金については、すべて組合員がその支払の責を負うものとします。

第4条 (年会費の免除及び盗難保険料)

組合員はDC会員規約第5条に定める年会費の支払いを免除されます。ただし、盗難保険料として年250円＋消費税の支払いが必要となります。

第5条 (組合員証の利用方法)

1. 組合員は、当組合の指定店（DC加盟・VISA加盟の有無を問わず当組合の指定店、以下指定店という）及びDC加盟店またはVISA加盟店（以下DC加盟店という）に組合員証を提示し、所定の供給伝票・売上票などに本人が署名を行うことによって、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。
2. 指定店またはDC加盟店における物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と指定店またはDC加盟店において解決するものとします。当組合およびDCは一切その責任を負いません。
3. DC加盟店での組合員証の利用については、DC会員規約によるものとします。

第6条 (組合員証の利用限度)

1. 組合員証の指定店およびDC加盟店での月間利用限度額は50万円とします。但し、利用の際指定店およびDC加盟店を通じて当組合およびDCの承認を得た場合は、この限度を越えて利用することができます。
2. キャッシングサービスの月間利用限度額は20万円とします。
3. ローンサービスの借入限度額は50万円とします。

第7条 (代金決済方法)

1. 指定店での利用代金は、教職員事務センターからの請求明細書にもとづいて支払いをしていただきます。
2. 指定店以外のDC加盟店での利用代金は、DC会員規約第7条に定めた支払い方法により、指定預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。
3. キャッシングサービスの利用代金は、DC会員規約第7条・27条に定めた方法により、指定預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。
4. ローンサービスの利用代金は、DC会員規約第30条・DC極度型ローン規定第2条に定めた方法により、指定預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。
5. 代金の支払い日に万一支払いできない場合は、別途当組合またはDCの定める方法によりお支払いいただきます。

第8条 (データおよび情報の管理)

組合員証を貸与された組合員のデータおよび情報についての管理は、当組合とDC双方によって責任をもって管理します。

第9条 (組合員証の利用、貸与の禁止、法的措置など)

1. 組合員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合またはDCは次の措置をとることができます。
 - (1) 組合員証の利用の停止
 - (2) 組合員証の返却
 - (3) 指定店またはDC加盟店に対する当該組合員証の無効通知
 - (4) 当組合またはDCが必要と認めた法的措置
2. 前項各号の措置は、指定店またはDC加盟店を通じて行われるほか、当組合またはDCの指定の方法によって行われます。
3. 当組合またはDCが取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、脱退後といえどもすべて本人の負担とします。

第10条 (組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

1. 組合員が組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとっていただきます。なお当組合またはDCへの連絡、随手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、その代金の支払いは組合員の責任となります。
 - (1) 組合員証の場合はDCへ、非提携組合員証の場合は当組合へ連絡の上届出
 - (2) 最寄りの警察署への届出
2. 第1項の随手続きをとった組合員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当組合またはDCが全額補填します。
 - (1) 組合員、組合員の家族、同居人の故意または重大な過失に起因する場合
 - (2) 当組合またはDCが、紛失・盗難の通知を受理した日からさかのぼって61日以前に生じた不正使用の場合
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合
3. 組合員証は、当組合またはDCが認めた場合に限り再発行します。この場合再発行手数料はDCとします。非提携組合員証については、当組合が負担します。

第11条 (組合員証の有効期限)

1. 組合員証の有効期限は、当組合またはDCが指定するものとし、組合員証の表面に西暦で月・年の順に記載し、その日の末日までとします。
2. 組合員証の有効期限が到来する場合、当組合またはDCが不適当と判断する場合を除き、引続き新しい組合員証を交付します。

第12条 (変更事項の届出)

組合員は、氏名・住所等組合への届出事項に変更があった場合は、当組合へ連絡していただきます。

第13条 (学校生活からの脱退)

組合員は、当組合から脱退するときは、所定の届出書に組合員証を添付して当組合またはDCあてに提出するものとします。

第14条 (規約の変更)

本規約の変更が生じた場合、当組合の機関誌などで告知します。告知後に組合員証を利用された場合は、変更事項または新規規約を承認したものと見なします。

第15条 (非提携組合員証)

1. 非提携組合員証は、当組合の指定店以外での利用はできません。
2. 盗難保険料の支払いの必要はありません。
3. 第14条までの各条の規定について、DCに関わる規定を除いて、組合員証に準ずるものとします。

岐阜県学校生活協同組合

〒500-8268 岐阜市西野4丁目103番地
☎ 058-272-9511 (代表)